

岐阜県公報

目次

人事委員会規則	
職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会) ページ
岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則	(同) 一

号外(一) 令和二年三月二十三日

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十三日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第三号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表公安職の表警察本部長の項本部課長の欄中「科学捜査研究所長」を削り、同項本部課長補佐の欄中「本部隊副隊長」を「本部隊副隊長 科学捜査研究所副所長」に改め、別表研究職の表警察本部長の項試験研究機関の長の欄中「管理監」を「科学捜査研究所長 管理監」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十三日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第四号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則（昭和四十五年岐阜県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表警察本部長の部警察本部の項六級の欄中、「副隊長」を「、副隊長、~~滋学捜査研究所副所長~~」に改め、同項七級の欄中、「、滋学捜査研究所長」を「、」とする。

別表第一の表警察本部長の部警察本部の項三級の欄中「滋学捜査研究所副所長又は、」を削り、同項四級の欄中「~~隊副~~」を「滋学捜査研究所長、管理監」にする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和二年三月二十三日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜文芸社